

令和2年12月23日  
関東信越厚生局

## 保険医療機関及び保険医の行政処分について

令和2年12月21日、関東信越地方社会保険医療協議会に「保険医療機関の指定の取消」及び「保険医の登録の取消」について諮問した結果、諮問のとおり答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分することを決定しましたのでお知らせします。

### 【行政処分の内容】

#### 1. 保険医療機関の指定の取消

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 名 称      | デンタルオフィス新宿                                 |
| (2) 所在地      | 東京都新宿区住吉町5番地1 吉村ビル1階                       |
| (3) 開設者      | 梶山 晋介                                      |
| (4) 指定の取消年月日 | 令和2年12月23日                                 |
| (5) 根拠となる法律  | 健康保険法（大正11年法律第70号）<br>第80条第1号、第2号、第3号及び第5号 |

#### 2. 保険医の登録の取消

- |              |                                    |
|--------------|------------------------------------|
| (1) 氏 名      | 梶山 晋介（42歳）                         |
| (2) 登録の取消年月日 | 令和2年12月23日                         |
| (3) 根拠となる法律  | 健康保険法（大正11年法律第70号）<br>第81条第1号及び第2号 |

### 【行政処分に至った経緯】

保険者より、患者が実際には受診していないにもかかわらず、診療報酬が請求されている旨の情報提供があり、不正請求が疑われた。

個別指導を実施したところ、実際には行っていない保険診療を行ったものとして、不正な請求を行っていることが強く疑われたことから、指導を中止し、監査要綱の第3の1及び2に該当するものとして、平成28年1月25日から平成30年2月9日まで計12日間の監査を実施した。

結果として、「行政処分の主な理由」に記載した事実を確認した。

### 【行政処分の主な理由】

- 1 監査への出頭を求められ、正当な理由なく、これに応ぜず、検査を拒み、忌避した。

2 実際には行っていない保険診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。(架空請求)

**【診療報酬の不正請求額】**

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

件 数 3件

不正請求額 15,568円

※ なお、監査で判明した以外分についても不正請求があったものについては、監査の日から原則5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。